

山形県立保健医療大学キャリアセンター要綱

平成28年5月16日制定

(設置)

第1条 山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）に、キャリアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは本学学生の就職を円滑に推進するため、就職支援を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 センターは、本学学生の就職支援に関する次の業務を行う。

- (1) 就職に関する情報の収集・提供に関する業務
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 前条に規定する業務を行うために、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員

2 センター長及び副センター長は、学生支援委員会の委員の中から理事長が指名する。

3 第1項第3号の職員は、本学の教職員の中からセンター長が選任する。

(任期)

第5条 前条第1項の職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充した職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、教務学生課において処理する。

(開設時間)

第8条 センターの開設時間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 春季、夏季及び冬季休業期間の月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号の期間以外の月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。